

## 令和3年度の保険料について

7月中旬に郵送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」にて、1年間の保険料額をお知らせします。

### ■保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(所得金額-43万円} \times \text{1)} \\ \hline \times \text{所得割率} 9.64\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline 48,765\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料年額} \\ \hline \text{(限度額} 64\text{万円)} \\ \hline \times 100\text{円未満切捨て} \\ \hline \end{array}$$

※1 上記[43万円]は、前年の所得が2,400万円を超えると段階的に減り、2,500万円を超えると0円になります

### ■均等割額の軽減

① 世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて均等割額を軽減します

軽減割合	世帯主と被保険者全員の所得の合計額が次の金額に該当する世帯
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下

※令和2年度において、所得33万円以下の世帯に適用されていた7.75割軽減は7割軽減に変更になります  
 ※給与所得者等とは、給与所得のある、または、公的年金等に係る所得のある世帯主と被保険者全員をいいます

② 加入の前日まで職場の健康保険等の被扶養者だった人に対する均等割額の軽減  
 加入から2年経過する月まで5割軽減

## 保険料の納め方

### 特別徴収

年金額が年額18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない人は、年金からの天引きにより保険料を納めていただきます。

### 普通徴収

口座振替や納付書で1期ごとに保険料を納めていただきます。  
 役場(本庁・富貴支所)・指定の金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ(PayPay・PayB・LINEPay・FamiPay)でお支払いできます。

※口座振替による納付を希望される人は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書」を役場保険医療課へ

### 普通徴収の納期限

期	納期限
第1期	令和3年 8月2日(月)
第2期	令和3年 8月31日(火)
第3期	令和3年 9月30日(木)
第4期	令和3年11月1日(月)
第5期	令和3年11月30日(火)
第6期	令和4年12月27日(月)
第7期	令和4年 1月31日(月)
第8期	令和4年 2月28日(月)

## 便利な口座振替をご利用ください

申込場所 役場(本庁・富貴支所)または指定の金融機関(下記参照)  
 持ち物 預貯金通帳、通帳の届出印、後期高齢者医療被保険者証

### ◆指定の金融機関◆

三菱UFJ銀行 あいち知多農業協同組合 名古屋銀行 知多信用金庫 半田信用金庫 東海労働金庫  
 中京銀行 愛知銀行 西尾信用金庫 十六銀行 大垣共立銀行 ゆうちょ銀行

※国民健康保険税を口座振替により納めていた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、改めて口座登録の手続きが必要です

※保険料を滞納すると保険証の交付を受けられない場合があります

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

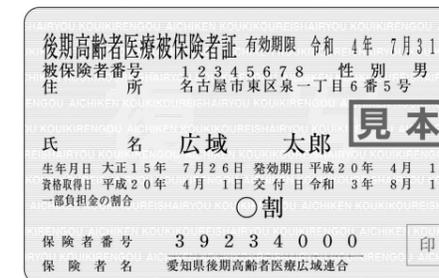
▶ 問合せ 役場保険医療課

## 保険証の色が若草色に変わります

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。  
 8月から使用する新保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

※7月中に医療機関にかかるときは、今までお使いのオレンジ色の保険証が必要です。新しい保険証が届いても、7月中は破棄しないよう、ご注意ください

8月1日以降、ご自身で破棄していただくか、役場保険医療課へご返却ください



▲8月からは、新しい『若草色の保険証』を医療機関に必ず提示してください

## 新保険証の受取り方法を変更したい場合

新保険証の受取り方法は、次のいずれかに変更できます。

①役場保険医療課窓口で手渡し ②住民登録地以外への郵送

受付期間 7月7日(水)まで

申込方法 ①を希望…電話で連絡

※7月16日(金)から受取り可能

②を希望…窓口または電話で連絡

※郵便局で転居届を提出していても保険証は転送されませんのでご注意ください  
 (役場保険医療課に「送付先変更届」の提出が必要です)

持ち物 後期高齢者医療被保険者証、身分証明書(顔写真付きのものは1点、ないものは2点) ★注

## 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です

引き続き対象となる人には、7月下旬に保険証とは別に新認定証を普通郵便で郵送するため、手続きは必要ありません。

初めて交付を希望する人は、役場保険医療課で次のとおり手続きしてください。

対象者 「限度額適用・標準負担額減額認定証」…住民税非課税の世帯に属する被保険者

「限度額適用認定証」…同一世帯に住民税課税所得145万円以上690万円未満の被保険者がいる人

内容 入院または外来で医療費が高額となる場合に、医療機関の窓口で提示すると、自己負担額が軽減される

持ち物 後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード等個人番号がわかるもの(本人または本人と同じ世帯の人が申請する場合のみ)、身分証明書(顔写真付きのものは1点、ないものは2点) ★注

★注 本人以外が申請する場合は委任状、窓口来庁者の身分証明書(顔写真付きのものは1点、ないものは2点)が必要です